

令和6年

議会運営委員会

9月17日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 17 日

午前 11 時 50 分 開会

午後 1 時 48 分 閉会

1. 出席委員

委 員 長	いとう ひろし	副委員長	鈴 木 智 和
委 員	青 木 けんじ	委 員	こんどう のぶお
委 員	近 藤 ひろひで	委 員	武 谷 としお
委 員	林 ゆきひろ	委 員	鵜 飼 貞 雄
議 長	毛 受 明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	議事課主査	久 永 英 明
-------------------	---------	-------	---------

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長	加 藤 健 治	議事課長	深 草 広 治
--------	---------	------	---------

5. 傍聴議員

岡 島 ゆみこ	中 堀 りゅういち	浅 井 たかお	服 部 龍 一
郷右近 修	三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ
清 水 義 昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

9 名

午前 11 時 50 分開会

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

議長が出席でありますので、挨拶をお願いします。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員） 皆様、お疲れさまです。

議会運営委員会に上げられた内容は、請願 1 件、陳情 2 件になりますので、委員の皆様の慎重審査をよろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました議案につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、請願第 4 号 まじめに働き、不都合を隠さない豊明市議会を求める請願を議題といたします。

請願者の後藤様より、請願の趣旨説明の申出がありますので、5 分以内で説明をお願いします。

○請願者 まじめに働き、不都合を隠さない豊明市議会を求める請願について、内容を御理解いただくため、要点を陳述いたします。

まず、請願事項は以下の 4 点です。

- 1、議会改革はその過程、つまり議会全員協議会（第 2 部）を市民に公開すること。
- 2、行政執行の評価、監視、提言等を行う重要な場である一般質問の持ち時間は、6 月から10分短縮されているが、従来の60分を回復すること。
- 3、政治倫理審査会の審査請求を困難にする見直しは行わず、現行の要件、つまり議員 3 人以上、市民なら100名以上の署名を堅持すること。
- 4、政治倫理審査会は公正性を確保するため、相当数の市民や学識経験者など第三者を入れるか、第三者に委任すること。

以上です。

そこで、請願の理由をかいつまんで申し上げます。

豊明市議会の最高規範である議会基本条例は、その前文で、市長等との緊張関係を保持し、行政執行の評価、監視、政策提言等の機能を十分発揮し、市民福祉の向上を図る責務を有しているとした上で、開かれた議会を目指し、議会改革を継続発展しなければならないと宣言しています。この議会改革は、漏れ聞くとくところでは、最高規範とうたった基本条例の趣旨からは、最近大きく逸脱しているように感じます。

まず、協議の過程は全く非公開で、一般市民には何が改革されているのか分かりません。開かれた議会を目指すとした基本条例に、取組の姿勢からして反しています。また、この改革の結果として、一般質問の持ち時間が従来の60分から50分に短縮されました。豊明市は年間約400億円もの予算を使って、子育て支援や教育、高齢者の介護、防災等々、市民生活に深く関わる事業を行っており、その一つ一つが問題を抱えていることとともに、未着手課題も山積です。一般質問はこれらの問題、課題解決のために、基本条例でいう行政執行の評価・監視、政策提言等の機能を発揮する重要な場であり、真面目に議員としての仕事に取り組んでいるならば、従来の60分でさえとても足りないはずですが。その乏しい時間をさらに10分も短縮したのはやる気のなさの表れで、直ちに原状を回復すべきです。

さらに、現在取り組んでいる政治倫理条例の見直しも、基本条例からの大きな逸脱の危惧を抱かざるを得ません。非公開、密室協議であることのほか、以下の2点を指摘しておきます。

1点目は、疑惑を持たれた議員への審査請求のハードルを高くして、議会内の不都合を隠蔽しようとする動きがあることです。豊明市議会はかつて、視察中の富良野のラベンダー観光で、全国的にマスコミ報道されて大恥をかきました。また、前期、知人への借金踏み倒しで議員報酬差押えとなり、審査請求された議員がいました。そして今期も、視察の帰途の飲酒後運転や、視察先のホテルでの喫煙による賠償で審査請求された議員がいました。このような中で、政治倫理条例の改悪を図ろうとすることは、多大な権限と過大な報酬を市民から保障された立場にいる者として許されません。

2点目は、審査会の結論は、過去を遡っても、結局、議会内多数派の意思により数の力で決定され、被請求者が多数派所属なら異常に甘くなり、少数派所属ならほとんどいじめ状態になることです。審査会を議員間の争いの場にせず、公平な審査を担保するためには、市民や学識経験者など第三者を入れるか、第三者委員会にお任せすることが不可欠です。

以上を踏まえて、先ほど申し上げた4項目を求める次第です。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦勞さまでした。

ありがとうございました、後藤さん。

本請願については、紹介議員が既に本会議場にて趣旨説明をされましたが、補足説明がありましたので、説明をお願いします。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 紹介議員のこんどうのぶおです。

沓掛町の後藤 学氏より提出された、まじめに働き、不都合を隠さない豊明市議会を求める請願について、一言私のほうから申し上げたいと思います。

この9月は決算議会と言われ、先日の決算委員会では令和5年度の決算についての審査が行われました。当然、この豊明市議会に関する支出の審査も行われたわけではありますが、皆さん、この議会にかかる経費、議会費は幾らだったか覚えていますか。8割近くが我々議員の報酬であります。事務局職員の給与や議事録作成費なども含めると総額2億2,000万円でした。毎年このくらいの経費が、議員よりはるかに少ない給料の中から支払う人も多く、市民の税金で賄われています。これが市の職員なら、例えば市民課なら住民票などの発行、保育園なら子どもたちの保育、土木課なら道路の維持管理、下水道課なら下水の処理等々、市民の生活に確かに役立つ仕事をしています。それに比べ、私たち議員は、市民の税金から報酬を頂きながら、市民生活の何に役立っているのでしょうか。市民の皆さんに聞いたら、ほとんどの人から、おまえら、何の役にも立っていないと言われるのではないのでしょうか。議会費2億2,000万円は、豊明市政の中で最低でも同等か、努力してそれ以上の価値を生み出さなければ壮大な無駄遣いとなり、我々議員はいわゆる税金泥棒になってしまいます。

そうならないように我々がすべきことは、市政を厳しく監視して無駄や間違いをなくするとともに、建設的提案で市政を改善し、それによって2億2,000万円以上の価値を生み出すことであります。これは議会基本条例が定めることであり、我々がそれをしっかり守り、推進していけばできることでありますが、残念ながら現実にはそれができていないと言わざるを得ません。今回の請願は、豊明市の憲法である議会基本条例の精神にのっとり、しっかり議員としての仕事をしなさいという市民からの叱咤激励だと思います。前向きに受け止めて、それぞれの反省と今後への決意の一助をされるようお願いして、紹介議員の私の補足説明といたします。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあれば、お願いします。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 事務局として今申し述べることはございません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 当局、あるいは請願者へ質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、請願者のほうに質問したいんですけども、この1枚目の真ん中辺りに、議会基本条例の趣旨から大きく逸脱しているように感じるというようなことがありますけども、市民の立場で見て、これまでの議会改革の経緯をどのように認識をされていますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁を願います。

後藤 学さん。

○請願者 私は議員になる前は市の職員で、そして議員を2期やりましたので、議会の動きはこれまでつぶさに見てきました。ちょっと説明、長くなりますけれども。

この議会改革で遡ると、今から10年ほど前、議会の中は非常に混乱しておりました。それで市民から非常に厳しい批判を受けた。議会の中の対立がそのままその次の選挙に表れて、たしか34人立候補するという激しい選挙になりました。その結果、改革派、いわゆる改革派が、誰が改革派というのもあるんですけど、9人ないし、広げれば10人とも言えるくらいの人数が当選しまして、非常に議会の、いわゆる主流派は危機感を感じたと思います。これは議会改革をやって市民の期待に応えないと大変だということで、当時の議長が、日本一の議会を目指す改革をやると。大変な大風呂敷ですけど、でもそういう気持ちで、今から3期前、取り組みました。

その結果、例えば、今当たり前になっているユーチューブでの議会の放映とか、あるいは政務活動費、これは、どこでしたかね、兵庫県か岡山県でありましたけど、政務調査費をもうめちゃくちゃそをついて使って、号泣議員って有名になった人がありますけれども、ああいうことにならないように、豊明市は今、たった、今でも14万ですよ、14万円の政務調査費ですけども、15万ですか、15万の政務調査費、きちんと領収書もつけて、それをネットでも公開するという、そういう画期的な、その当時としては画期的な改革を行いました。

それで、たしか早稲田大学マニフェスト研究所ですか、あそこが議会のランキングを出しておりますけれども、豊明市は、その当時、私の記憶では100位前後ぐらい、市は800あります、自治体は1,730とか何か、そのくらいあると思いますけれども、そのどちらの100位以内かちょっと分かりませんが、とにかく、ほとんど最低レベルだったのが、100位以内に入るところまで急上昇しました。

ところが、その後、その次の、今からいうと2期前ですか、になると、市民の批判はこ

れで収まったということで、言ってみればだらけて、議会改革はあまり熱心にはやられてこなかった。そして、現在では、むしろその当時の改革を見直して元に戻そうというような、言ってみれば逆の方向へ、これは議会基本条例に全く反することですけど、に暴走し始めているというふうには私には思えません。

そういう経過の中で、これではいかんということで、この請願を出しました。これまでの経過をずっと遡ってみるとそういうことです。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員 ちょっと事務局にお聞きしたいんですけども、先ほど請願者から、早稲田大学のマニフェスト研究所の議会改革ランキングということがありましたけども、今、豊明市は何位ぐらいなのでしょう。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） ごめんなさい。今データを持ち合わせておりません。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員 客観的な数字で、やっぱり順位でどういうふうになっているかというのを確認したいので。これ、ホームページを見ますと、300位以外の自治体というのは事務局にメールで知らせてあるというふうに書いてあって、ホームページは上がっていないんです。事務局のほうにメールが届いているはずですので、ちょっと順位を教えていただきたいんですけども。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） ちょっと時間いただければ調べますけど。

（お願いしますの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃ、少しお時間をお渡ししますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員 じゃ、その間、請願者の方のほうに質問したいんですけども、1枚

目の下から2行目のところで、まだ取り組まれていない課題も山積みというふうにあって、その下辺りから、一般質問はこれらの問題、課題を解決するために、行政の執行の評価、そして監視や政策立案とか提言とか、そういった重要な場であり、それを10分も短縮したというのは、やる気のなさ、能力不足を自ら認めるに等しい行為と、かなり厳しい言葉が挙げられているんですけども、現状、市民のほうの目から見て、今の一般質問というのはどのように見えていますでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤 学様。

○請願者 元議員ということですが、今は市民ですので、市民という立場で見ると、これもずっと遡ると、ずっと以前は、議員をやって4期、一回も一般質問をしなかったなんていうような人が何人もいたりするときがありました。本当にひどい状況でした。それと比べると、現在は、ちょっと一般質問をやらんだのは格好悪いなというような雰囲気になって、それは豊明の市議会がそれなりに変わってきたということだと思います。

ただ、厳しい目で見るとというか、一般的な市民の目で見ると、私、しょっちゅう議会を傍聴しておるんですけども、アリバイづくりにちょっと10分か15分やるとか、二、三十分とかというような人が正直言って非常に多い。先ほどの請願文でも言いましたように、豊明市政というのは物すごい課題を抱えていて、私、議員やっているときは、何を一般質問しようかと思って選ぶのにも苦労しましたし、聞きたいこともいっぱいあるけども、その中で絞るのに相当苦労して、何とか1時間で収めるようにしていました。だから、私の一般質問の実績を見ていただければ分かりますけれども、毎回60分、ほとんどぴったりです。そのくらいやらないと、一般質問なんかというか、議員としての仕事なんかできないというふうに私は思っています。それに比べて、そういうふうでアリバイづくりでやっている。

それから、さらに私が見ていて見苦しいなと思うのは、議員の側と当局側が、これ、事前に談合しておるんですかね、お互いに原稿を読み合っている。だから何の迫力も何もなし。これ、皆さん方は分からないと思ってやってみえるかもしれませんが、傍聴者の目から見たらもう一目瞭然ですよ。それぞれがお互いの顔を見ることもなく、前もって打合せしたとおりの原稿で、そこに回答も書いてあって、今何々とおっしゃいましたがみたいな感じで、そんな談合のなれ合いの原稿読み合わせをやっているというふうに私には見えます。そういう人が以前にもいました。間違っちゃって、答えをもらってないのに、今何々という回答をいただきましたがなんて言っているようなばかな議員も言いましたけれども、それは前は例外的で、今はほとんどの人がそういうことやっているんじゃないで

すか。これは議員として非常に恥ずかしいことです。きちんと調査をして、議会の場では正々堂々とやっていただきたいというふうに思います。

それから、これは私のうがった見方かもしれませんが、当局側から質問を教えてもらって、今度これをやるから、これ、議会で質問するとあんたの手柄になるよと言われて、それでやっているなと思う質問もあります。実は私が職員の頃、私の上司は、私は新しいことを考えると、それを議員に情報を流して議会で質問をさせて、それで議員が喜んでおったというようなことを言っていたことがよくありましたので、今始まったことではありませんが、少なくとも議員たるもの、当局側に質問と答えを教えてもらってそれをやるというような、そんな見苦しいことはやめていただきたい。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと事務局に質問したいんですけど、いいですか。

事務局にちょっと質問したいんですけど、今、一般質問の時間が10分短縮されたというような話ですけども、近隣の市町で一般質問の時間がどのようになっているか。本市のように、当局の答弁を含めて50分以下という自治体が県内でどのくらいあるかって把握されていますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） それはちょっとデータとして把握しておりません。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、たしか全協（第2部）でしたっけね、近隣の市も含めて、一般の時間って配付されたような気がするんですけど、その資料によると、ほとんどが答弁を含めて60分の自治体がほとんどです。50分以下の自治体は本当に、ほとんどないような状況なんですけども、こういう状況を聞いて、請願者はどのように思いますか。考えますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 請願者のほう、答弁願います。

後藤 学様。

○請願者 先ほども言いましたように、一般質問は60分ではとても足りないですよ。それを減らせるという神経が私は理解できません。もうやる気がないというのが1つ。

それから2つ目には、そういう60分やり取りをするだけの質問を考える能力がない、率直に申し上げて。やる気と能力がない。そのことの表れだと思います。それを時間を50分にすることで、例えば30分やれば、50分のうちの30分やったことで少し割合が上がりますから、そんなことで粉飾しようというような、非常に、私からいえば議員の保身というか、見苦しい行為だというふうに思います。これはもう本当に、即、前の、最低でも60分に戻していただきたいというふうに思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　それでは、次の話題で、この下のところの政治倫理条例の見直しについてなんですけども、まず、ここにあります前述の非公開、密室協議というような御指摘があるんですけども、これはどういった趣旨で書かれているのでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　答弁願います。

後藤　学さん。

○請願者　密室と言うとちょっと言葉がきついかもしれませんが、もともと議会基本条例は開かれた議会って言っているんですよ。それで議会の改革していく議論って、別にそこにプライバシーに関する情報が出たら、そのときだけは秘密会にすればいいんですけど、まず出ることはないし、公にできないことは何もないと思うんですけど、何でこれがずっと秘密、非公開で行われているのか、これは市民として全く理解できません。

それから、議会はそういう基本条例がありますけど、その議会も含めた市の情報公開条例というのがあります。議会もその機関の1つになっていますけれども。この情報公開条例は、全ての情報は基本的に市民のもので公開すると、公開が原則であるというふうに言っております。これ、豊明市が豊明市として、公開していくのが基本姿勢だよということを条例で定めているわけですね。そういう精神に全く、この議会改革の議論を非公開でやっているということは、そういう市の精神に反していることだと思います。市民から選ばれた、市民から任された議員が決めてやることではないというふうに私は思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　それから、その下のところにあります、疑惑を持たれた議員への審査請求のハードルを高くして、議会内の不都合を隠蔽しようとする動きというふうにあるんですけども、これはどういった意味で書かれているのでしょうか。その趣旨をもう少しお聞かせください。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤 学さん。

○請願者 これは現行、審査請求は、議員なら3人、それから一般市民なら100人以上というふうになっています。実はこれ、決まる過程で、3期前の議会では物すごい議論がありました。甚だしきは有権者の3分の1ということですから、今、どうですか、5万五、六千人いるのかな。だから1万数千人の署名を集めなあかんというなのから、50分の1、50分の1だと1,000人ちょっとぐらいですかね、というような議論もありましたし、いや、別に1人でもいいじゃないかというのもありました。いろいろあった中で、いろいろ議論をして、お互いが妥協に妥協を重ねて決まったものです。

それで、根拠として、3人にしたのは、これは自治法で議案提案権が議員の8分の1、豊明でいうと3人になるものですから、議案を提案することと、議員におかしな行動があったときに審査請求をすることを比べてみて、それ、どちらが上というようなことはないだろうと。このぐらいにしておこうじゃないかということで3人ということにしました。ほかの市では1人でもできるところがあります。2人でもできるところもあります。

それから、100人の根拠ですが、誰々さんが悪いことをやったから、ちょっと審査委員会にかけましようなんていうような署名は、なかなかこれはしにくい。それを1,000人も集めてこいだとか、1万何千人も集めてこいなんていうのは大変なことなので、これは100人でいいだろうと。それで、ここが大事なところなんです。我々議員としては。

（我々議員の声あり）

○請願者 その当時ですよ、その当時ね。我々議員としては、市民から疑惑を持たれたら、もう堂々と、どうぞ審査会にかけてくださいという、そういう精神でやろうじゃないかという、そういう意気で、この3名、100人というものが決まったわけです。

若干蛇足になりますけれども、これが例えば議員の数が多いと、多い会派はどんどん出せるし、少ない、人数の少ない会派は出せないということで不公平になります。それから100人をもっと人数増やしたら、市民がそう簡単にはできなくなる。つまり、そういうことをやると、議員が、私たちは悪いことをやるけど、そんなことは問題にできないようにしてまおうと言っているようにしか市民からは見えません。ので、さんざん議論して、お互いが妥協して歩み寄って決めたこの基準は、最低でもこれはきちんと守っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 事務局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 先ほどの議会改革度のランキングですけども、全国都道

府県と市区町村議会1,784議会で、回答が来たのが1,562議会中、豊明市653位です。あと、一般市のみですと407位という結果でございます。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この請願の真ん中辺り、ちょっと下にありますが、多大な権限と過大な報酬を市民から保障された立場にいる者というふうに書かれているんですけども、これはどのような考えからこういった表現で書かれたのでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤 学さん。

○請願者 議会に出ていると、何というんですかね、あまり問題意識なく、自覚なく、はい、賛成とかって皆さんやってみえるかもしれないですけども、これ、豊明市の重要な方針、例えば予算とか条例とかを決める決定権というのは市長には全くないんです。市長は全くありません。市長は一円のお金だって自分の権限で使えません。よく市長が、私は市政の代表ですとかって言っていますけど、それはとんでもない話で、豊明市政の代表は豊明市議会で、豊明市議会は決定機関です。そういう重要なことを決定する機関です。多大な権限というのはそういう意味です。そういうことの自覚が足りないんじゃないかなというふうに私は思っています。

それから、もう一つは過大な報酬ですかね。これは議員のときにもよく言ったことがありますけど、皆さん、自分の時間給、幾らだか考えたことがありますか。議会に出てくる時間なんて本当に限られているし、地元から呼ばれたりとかいろいろ、行事に出なあかんとか、視察に行くとか、いろいろあります。そういうのを全部ひっくるめても、議員の時間ってそう大したことないですよ。私は、先ほども言いましたように、市の職員をやっている議員になったので、議員になったときの時間、半分ぐらいですかね、せいぜい、市の職員のときの。だから、市の職員で残業をやって仮に2,000時間やっているとしても1,000時間。それで、これからはちょっと自己アピールになっちゃって申し訳ないんですけど、前回の議会で市民グループの人たちが、議員の発言を調べてチラシにして配られたことが何回かありました。申し訳ないですけど、私、議会の中で、一般質問に使った時間数だとか、質疑の回数とか、1位、2位を争う、そういう活動をしてきました。それでも振り返ってみると、せいぜい年間半分、1,000時間かな。市の職員の、例えば私は教育長とか部長とかをやっていましたけど、そんなときに比べたらもう気楽なものです、議員の仕事は。それ

で、例えば1,000時間で年収700万とすると時給7,000円ですよ、1,000時間やったとして。500時間しかやらない人は時給1万4,000円なんですね。一般質問、あまり準備もせずに、ろくにせずに、質疑も、この前決算委員会を聞いていて私は驚きましたけど、1回しかやらなかったりしております、ベテラン議員で。それから、ほんの数回という人が多かったですね。今、質問されている林委員なんかはしょっちゅう手を挙げて、多分、どうですかね、もう100回以上は、少なくとも100回以上やっておられたと思いますけれども。そういう、それは400億もお金の使い道をきちっとチェックしてこなかったから質問ができなくて、1回とか数回とかになっちゃっているんですよ。そういう人の議員としての実働時間、500時間でも私は多いかなと思いますけど、仮に私がやっていた当時の半分、500時間としても、時給は1万4,000円です。そういう時給をもらって、これ、市民の税金から出ているんです。私、税務課にいるときに税金を徴収に行ったことがありますけど、みすばらしい家に住んで生活苦しそうなところから、全部払えなくても、1,000円でもいいから払ってくださいと言って集めてきました。こんなところから税金を取らなあかんかなと思うような、そのままもう入らずに帰ってこようかなと思うようなところでも、税金を取ってきたことがあります。そういう税金で皆さん方の報酬は払われているんですよ。それが、先ほど紹介議員が言われたように、年間2億2,000万円も使われているんです。これ、議会に2億2,000万円かけておるんだったら、給食費、ほとんどただに近い金額にまで下げられますよね。保育料なんか、今の1割か2割で済むかもしれない。そういう、過大な報酬と言ったのは、そういうことをよく認識していただきたいということで、このような表現を使いました。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、最後の、以上を踏まえてのところの上のところ、審査会を議員間の争いの場にせず、公正な審査を担保するためには、市民や学識者など第三者を入れ、その構成割合を増やすか、第三者委員会に任せることが不可欠と、このようにあるんですけども、ここで第三者にこだわる理由というのは何でしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤 学さん。

○請願者 これも請願の中でも言いましたが、議員の中でやっていると、しよせん議員のそれぞれの党派の数の争いになってしまうんです。請願の中に書いたように、数の人た

ちの仲間からあまりよくないことをした議員が出ても、非常に甘い。数が少ない人の場合は、ほとんどいじめになります。そういうことがこの豊明でも現に過去にありました。ほかの議会でもそういう話、よく聞いています。

つい最近、あったことですが、私が議員だった頃に、市民派の議員でネットワークができていまして、あっちこちの議員と知り合いがあります。その中の議員の1人が、選挙直前に政治倫理審査会にかけられました、多数派の力で。何が原因かという、議会の答弁で、その人の知り合いの携帯の電話番号を私は知りませんと答えた。知り合いだから携帯の電話番号を知らないはずはない、虚偽の答弁をしたとあって、それで政治倫理審査会にかけられたと。考えられないことですが、それで、携帯、確かに電話、入っているけど、そんなこと一々覚えてないから私は知らないと言っただけなのに、そういつ言われたということがありました。それから、ここからは蛇足ですけども、私たち、その無党派の議員で、みんなで応援に行って、もうこんなのは徹底的にやっतरないかということでビラも配って回りました。その議員は落選どころかぶっちぎりのトップで当選し、その議員を陥れようとした多数派の議員たちは軒並み票を減らしました。そういうことがありました。

そんなふうに、政治倫理審査会というのは、第三者を入れないと、あるいは第三者に任せないと、政治的な争いに利用される。言ってみれば多数派の少数派をいじめる道具にかなり得ない、そういうことを私は自分の経験から感じております。実際にほかの自治体、私も政治倫理審査会の検討部会に入っていましたので、そのときに調べましたけれども、第三者を入れて、かなり入れて、議員よりも第三者のほうが多いような、議員で決められないようにしている議会もありましたし、それから第三者にも、こういうことは第三者に判断してもらおうということで任せているところもあります。そういうことはよく参考にしていきたいと思います。

それから、すいません、最後に1つだけ。これも参考にしていきたいと思いますが、よく学校でいじめの問題が起きます。それで、学校が調べたり、教育委員会が調べたりすると、いじめの事実は無かったと、大抵そういうふうに表示されます。それで、保護者が第三者委員会をつくってくれて要求して、第三者委員会で審査をすると、いや、実はいじめがあったということが分かってくる。大体いじめはそういうパターンでいつも推移しています。ほとんどのいじめの事件がそういうふうです。ということはどういうことか。当事者が判断しちゃいかんのですよ、そういう問題は。第三者が判断しないと。そういうことを、これからの政治倫理条例の審査の中で、よく考えて決めていっていただきたいということです。長くなってすみません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 請願者の今の、公正を担保するため学識経験者を入れるか、もしくは委任するという両方の表現がありますが、この請願の中でおっしゃりたいのは、両方じゃなくて、いずれかということであれば、どちらの意味で書かれていますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤 学さん。

○請願者 いずれかという御質問ですので、私はそういうことは議会で判断してもらおうと思ってここに書きましたけれども、私自身の気持ちとしては、もう第三者に任せるべきだと思います。議会は入らない、そこには。そういうことにするのが一番いいと思います。さっぱりしています。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは質問ではないんですけど、委員間討議をしてみてもうどうかなと思うんですけど。議会基本条例にもありますので。皆さん、聞いているだけじゃなくて、意見を言って討議していったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ただいま委員より、委員間討議の申入れが提出されました。ただいまより、委員より委員間討議の申込みがありましたので、委員間討議に入ります。

（諮らないのの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 諮らないんですよ。委員会討議が出た場合は、そのまま諮らずに進行していきます。時間は、その代わり30分ということで制限されておりますので、30分をめどに討議を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、林委員より、討議の目的及び論点をお願いします。

○林 ゆきひろ委員 こうやって請願が出ています。4点、この請願事項でありますので、この4点について、それぞれの議員がどのように考えるかという意見を討議したほうがいいかなと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） それでは、今の林委員が言われました論点、請

願文の一番最後の4つの項目についてですかね、これを論点にして、一人一人に聞きたいということですね。

(討議したいの声あり)

○議会運営委員長(いとうひろし議員) これを討議にしたいと。

今、林委員から、一番最終ページの4つの項目について、委員間討議を行いたいということでしたので、この4件に対して、皆さんの御意見がある方はお願いします。

まず、それじゃ、取りあえず1番からいきますか。

1番、読み上げます。

議会改革はその過程、すなわち全員協議会(第2部)を市民に公開すること、こちらについて討議をしたいと思います。

どなたか御意見のある方は。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 意見というよりは、こういったものをディスカッションするには、基本的に誰かが口火を切らないといけないと思うので、提案者から意見を述べてもらったらどうでしょうか。

○議会運営委員長(いとうひろし議員) そのような意見がありました。

林委員、お願いします。

○林 ゆきひろ委員 1点目のところでいいますと、全員協議会(第2部)を市民に公開することというふうにありますけども、例えば直近ですと、9月26日の9時から、全員協議会(第2部)の政治倫理条例の改正について議論するということは、これ、全協の内部で決まりましたけども、そういったことからまず公開していくべきなんじゃないかなと思うんですけども、それについて、皆さんどのように考えるか、お願いします。

○議会運営委員長(いとうひろし議員) 今、林委員より、第2部を市民に公開していくということについて意見が述べられました。早速、9月26日からそういうことを行ったらどうかと。

皆さんの御意見はいかがでしょうか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 私も請願者の後藤さんとは同じ時期に議員になりまして、10年前ですか、全員の議員で議会改革をやって、そこに当然傍聴者の方も入っていただいて、そういった経験はしてきました。その流れが、今期ではなくて前期ですね、なので5年前ですか、の改選のときに、議会改革のやり方を変えましょうということで、第2部をつくって、それで部会制にして、原則、要は傍聴者を入れないという、そういった形で進めてきたのが今

の流れになっています。昨年でもすし、今年もなんですけど、そういった方向で今年もやっ
ていきましようかという話で、全員協議会（第2部）のほうで、いろいろと意見はありま
したけども、その進め方というふうにはまとまっておりますので、もしもこれを、やり
方を変更したいというのであれば、また全員協議会（第2部）、ないしそういった場所で
かける必要があるのではないかと。この場で決めることではないと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 鵜飼委員と同じような意見になるかと思うんですが、全協の2部が
今非公開で行われていると。で、公開する、しない、これも以前検討して現在に至ってい
ると思います。また変えようということであれば、いわゆる改革の、今、部会に諮ってい
っぱいやっていますよね、そういったところでもう一度提案していただいて、全員でもむ
と。今の陳情の場ではちょっと、する、しないはちょっと申し上げられませんか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） では、続きまして項目2、行政執行の評価、監
視、提言等を行う重要な場である一般質問の持ち時間を従来の60分に回復することとい
うことでしたけども、この件について、何か御意見ある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっとその前に、1点目のところでなんですけども、今の、まだ
お二人しか聞いてなくて、お二人どうか分からないんですけども、今の意見を聞きますと、
再度かけることはやぶさかではないと。公開がどうかということ。それなら、また今度
の24日に、今度26をどうするかということかけるとことは問題ないと考えていると
いうふうに理解していいですか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 もちろんルールを知ってみえると思うので、かけてみんなで検討し
た結果がまた出ますよね。なので、それが、例えば個人的に本意じゃないときに、じゃ、
またすぐ次に出せるというようなこと、システムではないと思いますので。一事不再議は
ちょっと違うのでしょうかね。

（1年間はねの声あり）

○近藤ひろひで委員 はい。前期のときに、そんなようなお話を正副で申し上げたことが
あるような記憶がありますけど、そんな毎回毎回はできませんよと、同じ項目で。それだ
けは踏まえて審議するというか、部会に諮るというのは全然やぶさかではないと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ちょっと今、1番のほうに戻ってしまったんですが、2番のほうの今の項目、60分の回復ということで御意見のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 一般質問を60分に回復することということで、これ、請願の中にもありますように、やっぱり行政の分野って本当にいろいろあると思うんですね。住環境の改善、子育て、教育、環境面だったりとか、下水のこととか、いろいろ市民生活に深く関わることはたくさんあると思います。で、これ、たしか陳情のほうにも何か書いてあったと思うんですけど、一般市民は、やっぱり市民にとって大事な、市民の時間でもあるというふうに思います。市民の方が市政の状況や課題とか、今後の方向性とか論点、各議員の考え方とかいろんなことを知る機会でもあるので、やっぱりしっかり時間を使ってやり取りすることは非常に重要なんじゃないかなと。ここにあるように、60分でもやっぱり足りないというところもあると思いますし、やっぱり60分、50分で途中で終わってしまっている議員も何人かいますので、これは60分に回復すべきんじゃないかなと思いますけども、皆さんの御意見を聞きたいです。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ちょっと林委員、いいでしょうか。

たしかこの決まったとき、この60分から50分にするというのが決まったときに、これ、たしか1年間、たしかテスト、試行的に1年間やってみるということだったと思うので、そんなような意見があって。

（試行じゃないですよ。申合せ事項も変えてしまったのでの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃなかったっけ。じゃなかったっけ。

ほかにありませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 確かに、この50分にしてから2回やりましたか、6月議会と9月議会。それで、僕も一般質問を拝見していると、持ち時間50分の中で、50分をフルに使い切った議員は多分5人程度だったかなというふうに記憶、2回ともフルに使ったのは5人程度だったかなと記憶しております。僕もそのうちの一人なんですけどね、50分フルに使ったの。それは一言言っておきます。

確かに、ちょっと今回時間厳しいなあって思うときもあるんですよ。なので、1時間欲しいとか、もしくは1時間半あってもいいんじゃないかって思うときはあるんですが、やはり時間は決められているものであって、その中にどうやって質問をまとめて、僕の思う一般質問というのは、ちょっと紹介議員がこうやって何かずっとやって、すごく不快なんですけど、どうかしてください。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 紹介議員、手振りはちょっとお控えください。

○鵜飼貞雄委員 人が話、しているときに、ああいう態度はすごく失礼だと思いますよ。気をつけてください。

結局、限られた時間にどうやって収めるかというのも、これ、能力だと思っているんです、僕は。なぜかという、民間にいた頃とか、こういった話をするときちょっとまた脱線しているかと思われるかもしれませんが、何か自分が会社で提案したい、提言したいというのに、時間ってそんなにつくってもらえないんですよね、会議の場でも。いかに短く、いかに内容をどのように伝えるか、しかもどのように説得するか。そういったことを、ずっと僕も外資系にいたのでやっていました。なので、60分という時間をどのように捉えるかだけだと思うんですよ、僕は。なので、僕は基本的にそういった感覚で取り組んでいるので、そんな考えでございます。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 実は私、9月議会、一般質問していないんですね。こういう場所で申し上げるところではないかもしれませんが、8月の中旬に心臓の手術を控えておりまして、通告を出す段取りはしていたんですけど、やっぱり万が一のことがあってということもあって9月は控えました。私、今の請願者がおっしゃっている意味もよく分かりますが、じゃ、60分やった人が、じゃ、30分しかやらない人に対して不真面目だとか、おまえ、やる気ないな、能力がないなということは一概には言えないと思います。それぞれいろんな質問を考えて。

それと、当局となれ合いという表現に聞こえたんですけど、当局といろんな打合せをすることは全く悪でもないし、勉強にもなりますし、スムーズな質問をするための打合せというんですかね、当局に対していろいろ教えてもらわなきゃいけないことが、知らずに不適切な発言もすることも避けたいという意味もありますし、当局との打合せ等を完全な悪だとか不真面目だというふうに私は思っておりません。ですから、60分を50分にして、冒頭林さんも言われたけど、近隣のいろんな、豊明市に似た規模のところを含めた質問時間の一覧を月岡議員が出されたんだと思うんです、私も資料づくり、お手伝いしましたので。実際にどれぐらい実際行われているかというところの詳細までははっきりお答えできませんが、50分以内に平均収まっているというところも多々ありました。鵜飼さんが言われるように、50分でコンパクトにできるのであれば50分、また60分、この今の振出しに戻って、

じゃ、また議論することになれば議論をしなければいけないし、まだ6月と9月と2回しか今やっていない中で、だから一概に60分が正義で、30分が悪だというような考えは私は持っておりません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員　一般質問に関して言うと、私、全て時間を使い切っていない人間が言うのはどういうふうに捉えられるか分かりませんが、質問するに当たってどのように要点をまとめようかということを考えながら、結論として、不明な部分が明らかになるというところにコンパクトにまとめ上げて、全ての方が理解しやすい状態になるといいかなというのは考えております。全ての人が時間が足りなくなるというようなことがあったり、あるいは特定の方が足りなくなるということであれば、同じ項目について、また再度、質問し切れなかった部分を質問するということでもできるんじゃないかとは思いますが、その辺りは、時間のほうは必要な内容物に合わせたところでいいのかなとは思いますが、長くするのが全てではないかなという思いはあります。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　50分、60分で2回ほどやりました。自分はまだ1回生なので、ちょっと時間の使い方が下手なので、尻切れトンボになってしまうことも多々あるかと思うんですが、事前にいろいろ、私の場合は地域の方のお話を伺って、出た案件をやっていくわけなんですけれども、そのときに言いたいことをコンパクトにまとめて、当局さんのほうに、こういった相談があるんですけどというところから始まってつくっていくんですけども、市民の方になるべくいい答えが欲しいんです。で、いい答えをもらうためには、やっぱり当局さんと何度か打合せして、いい答えを引き出そうというのをいろいろ考えながらやっているんで、時間というくくりというよりも、何を質問して市民の方にいい回答ができるかというのを主眼に置いているという点で、時間というくくりでは、問題ではないかなという意見です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 私自身も今まで一般質問をやってきたことを今思い返すと、その全部じゃないんですけども、多くが市民の皆様から頂戴した市民相談が骨格となっていて、そのことを調べて、自分なりで、近隣市町ですとか実績だとかを調べつつ、当局にヒアリングして、さらにちょっと深めていって、やっぱり市民の皆様にお答えしたいという思いでさせているのと、あと、それとは別に、今の行政、自治体、ほかの自治体の何かたけている部分とか、そういった実績を勉強しながら、こういったのも豊明市に盛り込めないかなというのを常に、常にとというか、意識がけて一般質問をつくり上げています。あまり、それには時間どうこうということになりますけども、結果短くなってしまったとかということもありますけども、やっぱりそういう皆様の声を大切にすることとを心がけてやっています。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

取りあえず全員の意見が出尽くしましたので、次の項目に移りたいと思います。

3番、政治倫理審査会の審査請求を困難にする見直しは行わず。

（見直しの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 見直しか。見直しは行わず、現行の要件、すなわち議員3名以上、市民100名以上を堅持することと書いてありますが、これについて御意見ある方。

特になければ。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 3番目についてです。

今現行でそんなに大きな問題が出ているわけじゃないんですよね。なので、これを大きく改善してハードルを上げるというのは、どういう意味かといいますか、本当に何かあるのかなというふうに思っちゃいますけども、今の状況を維持するべきではないかと。例えば近隣の市で、先ほど請願者の方もおっしゃっていましたが、瀬戸市とかですと、2人を出せるというのもあります。動議と同じような考え方でそういうふうになっているようですけども、そのようなところもあるので、こういった形で堅持するという事でいいんじゃないかなと私は思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、3番についてです。

僕、先ほど請願者の方から聞いてびっくりしたんです。とあるどっかの自治体の市民派の議員さんが、選挙の直前に政治倫理審査会をかけられて、いわゆる選挙妨害に近いんじ

やないかなということがあったということに驚いております。だから、そういったことをなくすために、議員3名とかじゃなくて、要はもうちょこっとハードルを上げるべきなんじゃないのかなというふうに私は思いました。違いますか。

何かちょっと、ちょっと、静粛にさせてください。傍聴者は御意見をする方ではないんです。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） もう申し述べます。傍聴者の方は、御静粛に願います。

○鵜飼貞雄委員 なので、私はそういうふうに思いました。なので、例えばうわさ話とか、そういったものを基に政治倫理審査会にかけることができそうな感じなのを、今そういうことができないように、客観的な証拠をちゃんと添付して出すようにしてくださいとか、そういったものを今もんでいる最中なんですよ。何も独立しているわけじゃないです。いろんな要素が合わさって初めて政治倫理審査会を、審査にかけるといえるものが出てくるわけであるわけです。だから、そういった形で政争の具にされるのは僕も本当に不条理なことだと思っているので、そこら辺も含めて、今。

こういうのも気になるんだよね、話しているときにこういうのも。ちょっと終わらせて。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

○鵜飼貞雄委員 違う、そういう意味じゃない。その話を終わらせろということじゃない。

だから、そういったのに政争の具に使われるというのは本当に僕もいけないと思っています。なので、全てをひっくるめて、今どういうふうに見直ししようかというのをやっている最中ですので、今回の請願者の方のこういった意見も参考にしながら、見直ししていければと思っています。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかに。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 今3番という、1、2、3、4、それぞれについて本当に貴重な意見をいただいているという捉え方でお話、感じております。3番については、26日にまたこの話をすると思うんですけど、ここで、じゃ、このままがいいとかという議論はちょっとできないので。多分さっき後藤様が言われたのは、一般の審査請求のハードルのことを言われた、例として言われたのかなと思うんですけど、有権者が5万5,000人だとすると、審査請求に必要なのは50分の1で1,000人という、それ、1つの目安でも何でもありませんけれども、いろんなくくりがあると。私ども議会でもくくりをつけないといけない

から、当初のこの審査で、みんなの議論の中で3と100が決まったということです。これはもう事実なのでね。決まったようにまたこれも、今度の、どうなるか分かりませんが、それぞれの議員の意見の下に決まってきているというのは事実です。この文中に、政倫に関して、いわゆる、不都合を隠蔽しようとする、違うわ、ごめんね。違うな。これはハードルを高くして普通を隠蔽か。何か擁護したみたいなことを何かどっかで言われたような気がするんですけど、例のここに書いてある借金の踏み倒して書いてありますが、このときは誰も擁護しなかったという記憶があります。そういったこともありますし、これ、この先また議論される、されてまた変わるのか変わらないのか、今の段階では、意見としては、数字的な意見は申し上げられません。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかにありませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員 今の話につながりますが、人数的な数の部分についてではなく、審査請求を困難にする見直しというふうな見方では考えておりません。適正な請求というのは本来どれであるのかなという、そういう観点から今回話合いをしているかと思っておりますので、そういう意味合いで、ここではこれについての結論を、私個人の思いは出せません。一応、ハードルを高くするとかではなく、具体的な明確な理由が根拠となる証拠と伴ってということが必要になってくるかなというのはありますが、そういう話合いを今しているかなと思っております。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかに。

武谷委員。

○武谷としお委員 3番のところなんですが、今まで、まさに第1部会、第2部会、第3部会、まだ開催の途中でありますし、まだ26日に全員協議会（第2部）、やる予定ですので、今の時点ではまだ結論は出ておりませんので、こういった御意見のほうは伺って、部会のほうでもんでいきたいと思っております。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 結果を見て検討してまいりたいと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

取りあえず、これで3番も各委員さんからの意見も出ましたので、4項目めに入ります。

政治倫理審査会は公正性を担保するため、相当数の市民や学識経験者など、第三者を入れるか、第三者に委任することとありますが、こちらについて御意見のある方は。

まず、林委員からお願いします。

○林 ゆきひろ委員 第三者に委任することというふうにあります。先ほどもほかの委員も言われましたけど、議員間のやっぱり争いではなくて、第三者で審査するほうが公平ではないかと。同じ会派だったりとか、そういったところだったらかばってしまうこともあると思うので、やっぱり市民だけでやっているところで、そういったふうでやっている議会もありますので、そういったことを参考にしながらやっていくべきだと。今、部会で議論している途中なのではありますけども、現状でそれぞれの議員がどう考えているかというところは、考えている今の現時点でもいいので公表して、こういうふうに請願が出ていますので、それに対してどう考えるかというのは発言すべきじゃないかなと思っています。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかに御意見ございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 私もこの政治倫理審査会、政治倫理条例ですか、そこら辺も含めて、作成に携わってきた人間ではあります。ここら辺も第三者に委任というか、第三者を入れるかという話も当時たしか上がったと記憶しております。やはり、どうしてそれがちょっとハードルになったかというのと、例えば学識経験者、入れるとなると、じゃ、幾ら、要は報酬を支払うのか、で、どこから出すのか、そういったものもあったんですよね。なので弁護士云々とかの話もありましたし。そうすると、当然ながら適正な対価を支払うとなると、じゃ、どうしたら、それをどっから出すのかとか、予算化もできないじゃないか、そういった理由もあって、そういった議論も尽くされた結果、今に至ったなというふうに理解しておりますので、もし、ここにまた市民の方とか学識経験者の方の参加を求めるのであれば、先ほどと同じ形になりますが、また、しかるべき見直しするときにしていただければいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 全く同意見です。ただ、先ほどお聞きしましたが、一部、議員の議員間で検討するところに市民の方に入っていただくのか、第三者に全く、第三者に全部を審議をお願いするのかということで、最初の相当数の市民や学識経験者、いわゆる豊明市民を入れるのには非常に難しい問題が発生すると思います。どうやって選ぶのか、その選

ばれた方々のいろんな思想、いろんなものがあるんで、そうするともう5人とか10人じゃなく、100人とか200人であれば平均化するのもかもしれませんけれど、そういった難しさがある。

それから、第三者に委任するということになると、当然ながら、これ、相当な費用がかかることになるのではないかと。そうすると、いわゆる、今ちょうど今まさにやっている議会費の予算組みにも関わることでありますので、それも、もちろん一考する余地はあると思いますけれど、市民を入れる場合の問題、それから、第三者に委任する場合のいろんな、どういうところを選ぶんだとか、費用的な問題だとか、いろんなことがあります。いずれにしても、これはまたこういうことを検討する機会があれば、もちろん検討すればいいという考え方でおります。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

青木けんじ委員。

○青木けんじ委員 公正性を担保するという観点からすると、現状に例えば公正性が担保できないというふうになるとすれば、じゃ、第三者についても、公正性をいかに担保するかということがまた課題になってくると思いますので、そこには少し負担度が大きいのかなというふうには思っております。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

武谷委員。

○武谷としお委員 市民の方もそうなんですが、やっぱり学識経験者の方、弁護士さんなり、入れるとなると、それなりの費用がかかってくると思います。そういった費用面も検討課題に上がってくると思いますので、そこと、あと、公平性という問題は、やはり数が少ないと、どちらかに引っ張られる可能性は出てくると思いますので、もし、市民の方をお入れするとなると、相当数の人数が必要かと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

申し訳ございませんが、今ちょうど始めて、委員間討議を始めて30分経過しましたので、取りあえずここで委員間討議を終了してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で委員間討議を終結し、質疑を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

（進行の声あり）

議場から出るとノーサイドでという、そういったすごく広い心を持った方で非常に尊敬しておりました。久しぶりにお話も聞けて、やはり後藤さんも変わらず信念はずっと持ってみえるんだなというふうに思いました。その点は僕も本当に久しぶりに聞けてうれしく思っております。

いろいろとお話、伺いました。やはり物事というのは当然、いろんな方向から見るといろんな意見があってしかるべきだというふうに私は思っております。私の意見としましては、いろいろと御意見いただきましたところで、確かに、かつて視察と偽った北海道富良野のラベンダー観光とか、あと交通費の不正受給、そういったものもありました。非常に恥ずかしい思いを豊明市議会としてした経験、私、まだ議員ではなかったんですけども、そういった歴史はあります。なので、そこら辺は心を入れ替えてやっていくべきではないかなというふうに正直思っております。

議会改革についてなんですけども、私、議会改革というのは、何もマニ研の得点を、順位を求めるのではなくて、やはりその議会議会に沿った改革の仕方ってあると思うんですよね。結局マニ研の順位を上げるのは、分かりやすく言うと項目があって、それに合致するかしていないか、それによって順位が上がる下がるということなので、僕、マニ研を気にしているというのはちょっと何か、何というのかな、逆に弾力性を失っちゃうんじゃないかなというふうに正直思っております。

さっきの政治倫理審査会云々に関しましても、当然見直す機会があるときには当然見直していけばいいかなとも思って、議論していけばいいかなとも思っておりますし、何よりも一般質問です。一般質問に関しては、やはり議長除く19名の各議員が、それぞれの考えを持って、それぞれのスタイルでやっていると思います。相手を、当局を打ち負かすため、要はパフォーマンスに走るのではなくて、僕は一般質問というのは、先ほど武谷委員だったかな、おっしゃったと思うんですけども、いかに問題点を確認して、それに対していい政策を、いい政策、自分で考えた政策を提言するとか、そういった政策を引き出す、果実を取るのが本来の一般質問の在り方ではないかなというふうに思っております。なので、振り返って、時間のある方は僕の一般質問を見てほしいと思うんですけども、必ず提案しているんですよ、一般質問の中で。こういったことはできますか、どうでしょうか。それで、やってもらえる、やってもらえないというのが本来の一般質問の姿じゃないかなと私は思っておりますので、非常に後藤さんの考えも十分分かるんですが、ちょっと私とこの考えとは、若干というか、相反するところも多々ありますので、本請願に対しては不採択の立場といたしたいと思います。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第4号は採択すべきものに決する方の賛成の方、挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 賛成少数であります。よって、請願第4号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

（発言する者あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃ、一旦、暫時休憩といたします。

午後1時7分休憩

午後1時11分再開

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

陳情第12号 一般質問の質問方式（一括質問方式と一問一答方式）を一問一答方式に統一する陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 事務局として特に申し述べることはございません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この陳情を読みますと、一問一答方式のほうが見ている傍聴者が分かりやすいというようなことが書かれていますけども、私もそういった意見は聞いたことはあるんですけども、過去、傍聴者に対して、そういうアンケートというのは取ったことはあるのでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） ないと思います。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 事務局のほうに聞きたいんですけど、近隣自治体のこういった状況ってお分かりになりますかね。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 特にアンケート等を取ったことはございません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 陳情第12号、本市の本議会で行われている質問方式の一括質問方式は、質問者が複数の事項をまとめて質問し、答える側、市長や市職員がまとめて答える方式であります。この方式ですと、傍聴している市民は質問の内容を覚えていないと、答える側が何について言っているか分かりづらくなります。質問は複数であるので、傍聴するときにはかなりの暗記力が要求されます。これでは、豊明市議会条例に明記された時代変革を認識し、開かれた議会とは言えないでしょうか。議論がない議会というのは存在価値がありません。

こうした弊害を解消するためには、一問一答方式が非常に有効かつ効果的であります。一問一答方式とは1問ごと議員が質問し、それに対して当局が答え、それに再質問し、議員が議員の見解を述べることで議論がさらに深掘りができます。一問一答方式ですと、1つの質問の後にそれに対する答えが出てきますので、暗記力はさほど必要とされず、分かりやすいです。そして、答える市長や市職員は議員の質問に対して反問ができ、より詳しい質問ができます。その中で議論が深まり、民意を吸収した事業改案、改善により、市民のための重要な意思決定が行われます。

現在、多くの市町村で一問一答方式の導入が行われています。一問一答方式で議会が活性化したという意見が多いです。したがって、陳情第12号は採択といたします。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** 陳情第12号について、意見を述べさせてもらいたいと思います。

先ほど来、一般質問の在り方については、各議員いろいろと違うので、一概にこうやって、むしろ一問一答に統一しろというのは無理があると思います。なぜかといいますと、一括質問の方式を採用している議員というのは、あくまで壇上で大きな政策的な話とかを聞くんですね。それで一番最初の答弁が、いわゆる大まかな政策に対しての答弁をいただいた後に、今段階を追って再質問で答えを引き出していく。なので、どちら、一問一答に関しても一括方式に関しても、僕、両方ともメリットはあると思っているんです。なので、そういった理由から不採択の立場です。

以上です。

○**議会運営委員長（いとうひろし議員）** ほかに。

近藤委員。

○**近藤ひろひで委員** 文中でなるほどなと思うところも見受けられます。例えば趣旨の3番等はなるほどなと思います。ただ、理由の中で、傍聴者が一問一答方式が分かりやすいかどうかというのは、それはもう傍聴、陳情者の感性によるものもあると思うし、どちらが分かりやすいかというのは傍聴者や市民の感性であるので、一概にどちらとは言いつらいのではないかと。皆さん御存じのように、両方選べるわけなので、両方今選べるので、一問一答方式ができないというわけではありませんので、そういった意味であれば、今私たちがいただいている議員の権利として、どちらかを選択して一般質問をするというところで私はいいと思っておりますので、この陳情については不採択とさせていただきます。

○**議会運営委員長（いとうひろし議員）** ほかにございませんか。

林委員。

○**林 ゆきひろ委員** 採択の立場です。

まず、先ほどありましたように、傍聴者の、人によってどうかというところもあるというふうなお話もありましたけども、これまで傍聴者にアンケートを取ったことがないということなので、まずは今後取ってみる必要もあるのかなというふうに感じました。

趣旨の一番最初にあるように、市民の大切な時間でもある一般質問ということで、やっぱり一般質問というのは市民の方にとって大事な時間ではあるんです。そう考えると、やはり市民にとって分かりやすいということが非常に大事じゃないかなと。確かにメリット、デメリット、この一問一答方式と一括方式とあるんですけども、それはやはり議員側のやりやすさとかそういうことではなくて、市民にとってどうかという観点で考えるべきじゃないかなと。私自身も、先ほど申し上げたように、一問一答方式のほうが聞いていて分かりやすいという声は幾つか聞いております。豊明市議会ではもともとがこの一括方式

だけであったところ、やはり聞いている方が分かりやすいということで、一問一答方式を取り入れていったというような経緯があるというお話もお聞きしました。議会基本条例の中に、議会及び議員は積極的な情報公開を通じて説明責任を果たすというふうにありますので、やはり市民の方にとって分かりやすい、そういう一問一答方式のほうがいいのではないかなと。この陳情の趣旨にあるように、政策提言事項を分かりやすく表記するとか、市民生活に結びつく重要な政策提言と、まだまだ自分自身も反省すべきところもあると思いましたけども、こういった陳情を真摯に受け止めて、議会として市民にとって分かりやすく、そういった議論になるように、今後取り組んでいかないといけないというふうに思いますので、この陳情には採択の立場であります。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第12号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 賛成少数であります。よって、陳情第12号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第13号 市民への活動報告経費補助として条件該当者に対し政務活動費を年間10万円支払うことを求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 失礼しました。

事務局として特に申し上げることはございません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 この陳情の裏面、条件のところについて伺いたいと思うんですが、この3番も、発行部数はB4判以上、表裏印刷で、1回につき1万5,000部以上を発行することとありますが、今、陳情者の方から聞いているか確認なんですけども、B4判以上、表裏の印刷ということと1万5,000部以上発行すること、これの、どうしてこういう数字とこう

いう条件になったのかって聞いていますでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 特に確認をしていません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 この豊明市内に配布されている新聞、これ、地元の新聞社含めて4社を確認したんですけども、今1万4,500部なんです。1万5,000部ないんですよ。これ、数字がちょっとあれなんですけど、何が言いたいかというと、1万5,000部以上発行ってありますよね。発行というのは、これ、ただ印刷するだけじゃないんですよ。多分、辞書を引いてもらえば分かると思うんですけど、印刷して、要は物、紙というか、そういうものを媒体にして世に広める。要は配布するとか売るとか、そこまでの行為が発行なんですよ。となると、これ、どうやってやったら、1万4,500部しか新聞ない、当然手配りもあるかもしれないんですけど、重複する場合もあるわけじゃないですか。どうやってこれ、1万5,000部発行したというのを確認するんですか。というふうに、聞いていますか、どういうふうに確認するのか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 特に確認しておりません。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、個人の活動報告に対してということなんですけども、たしか政務活動費で、現状、会派での報告、これは認められていて、議員個人では認められていないような、今、政務活動費の手引きになっていたと思うんですけども、これ、どうしてそういうふうになっているかって、経緯は分かりますか。なぜ個人のほうが駄目なんでしょうかね。何か法的根拠みたいのがあるんですか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） この政務活動費については、基本的に条例のほうで定められております。それが、その中で政務活動費として、いわゆる資料として使用することができないという項目の中に、政党等の機関誌等の作成費、そういったものも明記されている

というところがよりどころになります。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういった法的なところはそこに明記ということなんですけども、その議論の経緯みたいなことは把握されていませんか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） そこまでのところは把握しておりません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今現在でも何名か会報を発行していると思いますけど、事務局のほうで、現在、個人の会報を発行されている議員って把握されているんでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） きちんと整理しているものはございません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これもまちづくり指標で、議会の情報が十分に得られている市民の割合というのがあるんですけども、現状どのくらいのパーセンテージで、目標値がどのくらいか、把握していますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） すいません、今ちょっとまちづくり指標のシートが今日の前にないもんだから、答えられません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それは調べて出していただけますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 少しお時間をいただければ確認してきます。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） では、お願いします。

ほかにはございませんか。

（暫時休憩の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃ、暫時休憩といたします。

午後 1 時 2 5 分休憩

午後 1 時 3 6 分再開

○議会運営委員長（いとうひろし議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 先ほど、豊明市のまちづくり指標ということでお尋ねされたことについてお答えします。

議会の情報が十分に得られていると思う市民の割合ということで、企画政策課が調査したところ、令和 5 年 8 月末現在で 22.7%ということです。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 たしか目標最終が 2025 年だったと思うんですけども、最終目標は何%になっていますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 目標値が、令和 7 年度の時点で、手元にある情報で 34.8%です。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 そのデータって、いわゆる市民全部、ゼロ歳から全部ということですか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） これは企画政策課が調査をしまして、どのような内容かはちょっと不明です。

（すいません、独り言でした、やめておきますの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 陳情第13号、当市では住民福祉の向上を図るため、議員が自由で活発な透明性の高い議論を進めて、より開かれた議会を目指すことが求められています。このため、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることを目的として、議会運営に必要な基本事項を定めた豊明市議会基本条例が制定されております。

今回の陳情において、豊明市議会基本条例の議会活動原則第3条で、開かれた議会と市民参加の促進、市政の監視、政策立案、政策提言、合議制、議会機能のさらなる向上を目指すことであります。また、第4条の議員の活動原則における第3項、議会活動について市民への説明責任を果たす、第4項、特定の地域及び団体の代表にとどまらず、市民への議会へのより見える化を目指すとの趣旨にて、最低年2回、1万5,000部の議員の良識で規制なしの独創性のある議会報告を求めたものであります。さらなる議会活動について、市民の説明責任を果たすことができる提案であり、採択といたします。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 不採択の立場で討論させていただきます。

貴重な意見ということで承っておりますが、いろんなところ、例えば活動報告のところ、いわゆるこういったものを出さないと活動していないようなことに、ちょっと私、捉えてしまうのですが、私の場合は日頃の活動で市民の方々と接しているわけで、活動や活動報告等、いわゆる手法としては、各議員それぞれのやり方でいいかと私は思います。

それから、裏面の理由の、特に2番、各議員は全市民の負託責務者であることを認識すべきであるというところがありますが、もちろん私たち議員は全市民に対してという気持ちではおります。ただし、これは選挙においては、一定の負託をいただいて当選に至っているというところがありまして、何を申し上げたいかということ、支持していただける考え方の方、また、逆に言うと、あいつ何をやっておるんだという考え方の方もいまして、全

市民というのはとても難しいのではないかなという考え方でおります。一律これを活動報告、プラス10万円って意味がちょっとよく分からん、今の15万円に対してプラス10万円ということかどうか分かりませんが、一律にそういったことをしてくださいという陳情については賛成しかねますので、不採択とさせていただきます。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第13号について、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

今、先ほど近藤ひろひで委員がおっしゃったところに、僕もそれに沿っているのかなというふうにあります。そこに付け加えますと、先ほど質疑のときにお伺いしましたが、やっぱりこのちょっと1万5,000部以上発行というのをどうやって確認するのかということは、正直難しいのではないかなと。さっき言ったように、例えば、じゃ、印刷物であれば、印刷刷りました、それを世に知らしめる、いわゆる配布するわけですね。そこまで終わって、いわゆる発行なんです。だから1万5,000部発行したというのを、どのように裏づけを取るのかというのは非常に難しいと思います。まず、これが1点。

で、あとは、今1万5,000部発行することと書いてあるところに対して、新聞の折り込みが1万4,500戸を要求されるわけですね、1回で。ですけど、実際に配布している数、世帯数でいくと1万3,000前後なんです。そうなってくると、豊明市は今、9月1日現在で約3万1,000の世帯がある。全世帯の半分にも満たない数なんです。折り込みをしたとしても。それで全市民に対して、要は活動を知らすことができるのかな。要は半分以下の活動に対して税金、公金を投入するという考え、それはどうも納得できません。

あと最後に、議会活動報告をすること、例えば議案等々に関しての、客観的に、私はこういう考えだから反対しました、賛成しました、そういったものを羅列されるようなものであれば、僕はこれは議員活動の一環であるというふうに思うんですよ。会報ですね。ですけど、例えば誰々さんがとか、何々がというようなのは、これ、どちらかというと、議員活動ではない、政治活動なんです。政治活動に対して、こういった公金を突っ込むというのはそもそも考えられない話なので、根底のところからして乗れるわけありませんので不採択です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第13号は採択の立場です。

まず、先ほどまちづくり指標、まず154ある総合計画の達成度合いを示す数値であります。議会に関する数値って非常に少なく、数個しかないの、ぜひ事務局としてもしつ

かり把握していただきたいなと思うんですけども、先ほど目標値、2025年、令和7年で、目標値34.8%で、現状22.7%と。最初に取り始めた2021年で大体20%ぐらいでしたので、全然目標に達していないということで、議会の情報はやっぱり十分に得られているというような市民の方は、まだまだ少ないというのが現状であります。先ほど請願でもありましたけども、議会改革ランキング、これも住民との情報共有が指標になっているんですけども、あんまり重視すべきじゃないというような意見もありましたが、これも総合計画の達成度を示す客観的な数値なんです。なので、これは気にして数値を上げていかなければならないというふうに私は思います。それもなかなか達成、今できそうにないような状況です。

議会基本条例に、議員の活動原則で、議会活動について市民への説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映することというふうにあります。この条例を考えれば、各議員の行政をチェック、行政のいろんな議案をチェックした結果だったりとか、監視した上での気になることを市民の方に知らせるということ、あるいは自身の政策提言を行ったことや議案の賛否の詳細、その理由、そういったことを市民に知らせるということは、やはり議員活動の1つであって、これは政治活動ではないというふうに思います。これまでのこういった数値結果を見ますと、議会だよりをやったりとか意見交換していますけども、それだけではやっぱり市民の方に伝え切れていないという表れの数字だと思います。

確かにこういったB4の表裏印刷とか、1万5,000部どうやって発行したかとか、そういった細かい条件で気になるところはあるんですけども、やはりそういった、手配りをしてでもいろんなできるだけ多くの方に知っていただきたいと、知っていただく必要があるというふうな思いでこの陳情の方は出されたのかなと思います。こういった陳情を出されて、個人的には、そういった中で、本来であれば、こういった会報、議員活動の会報を出すということは政務活動費で補助することではなくて、議員活動の一環として、義務として私を行うべきではないかなというふうに考えております。しかし、こういった陳情が出ていくということは、市民の方から、市民の大事な税金を使ってまで、こういった各議員の活動報告を出してほしいという市民の方の切なる願いなのかなというふうに捉えて、こういった陳情を受け止めて、細かい条件等は精査していく必要があると思いますけども、しっかり市民の方に議会の情報を知らせるということに取り組む必要はあるだろうというふうに考えますので、採択の立場であります。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第13号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、陳情第13号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。委員委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、長時間にわたり御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後1時48分閉会